

釧路市立小中学校における働き方改革

アクション・プラン



令和6年（2024年）3月

釧路市教育委員会

目 次

■ はじめに ···· 2

■ 釧路市立小中学校における働き方改革 全体構想 ···· 3

■ 現状と課題 ···· 4

- ・これまでの取組
- ・本市における教員の時間外在校等時間の現状と課題

■ 基本的な考え方 ···· 7

- ・学校における働き方改革の目的
- ・本アクション・プランの位置づけ
- ・学校における働き方改革の取組の視点
- ・達成目標
- ・計画期間

■ 具体の取組 ···· 9

- ・4つの取組の柱と具体的な取組
 - 取組の柱1 学校の業務改善
 - 取組の柱2 中学校における部活動指導の負担軽減
 - 取組の柱3 勤務時間と健康管理を意識した働き方の推進
 - 取組の柱4 家庭・地域との連携・協働
- ・地域・家庭・学校における役割のイメージ図

はじめに

近年、官民を問わず、「少子高齢化にともなう生産年齢人口の減少」や「働くスタイルの多様化」などの様々な変化への対応が求められ、就業環境においては労働生産性の向上や労働者の満足度を向上させていくことなどが求められています。

そのため国は、平成29年（2017年）に「働き方推進会議」を設置し、労働総生産性の向上や柔軟な働き方の環境整備の他、長時間労働の是正などについて議論を開始し、「働き方改革」は「働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革」と定義付けました。

その後、平成30年（2018年）6月、時間外勤務の上限規制や勤務時間の管理を義務づけることなどを盛り込んだ「働き方改革推進法」が成立し、翌年4月から法律が施行され、同年、文部科学省では「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」、北海道においては、平成30年（2018年）3月、「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」を策定したことを踏まえ、当市においては令和元年（2019年）9月に釧路市版の働き方改革アクション・プランを策定しました。

令和4年（2022年）3月には、同プランに必要な見直しを行った上で「釧路市立小中学校における働き方改革アクション・プラン」を策定するなど、教員の時間外在校等時間の縮減に向けて取り組んでまいりました。

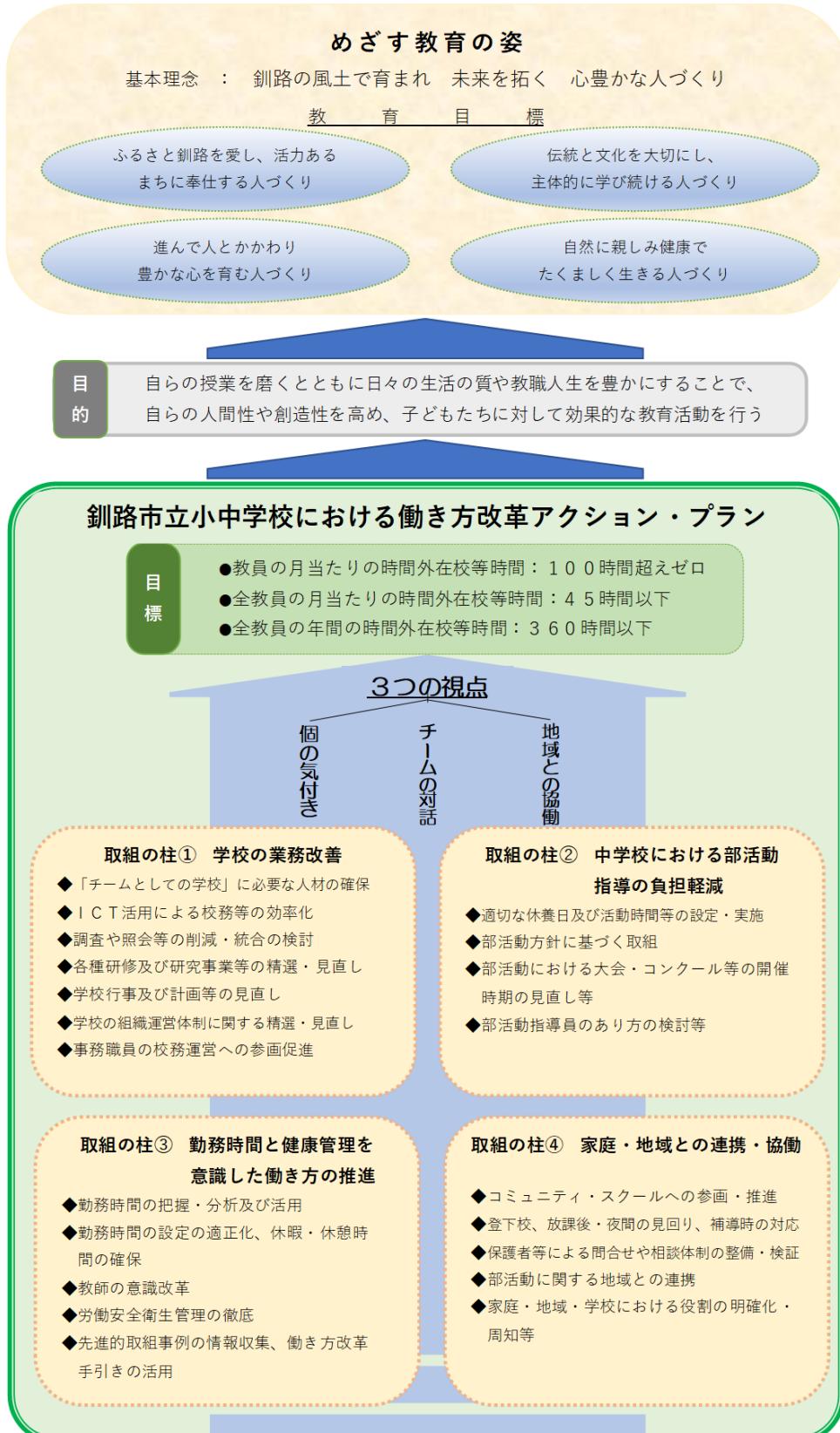
しかし、学校が抱える課題は年々、複雑化・困難化する中で、教員の長時間労働の実態は依然として社会的な問題とされており、当市の小中学校においても例外ではない現状が見受けられます。

わが国の教員は、他の国の教員と比べて広範な業務を担っていることが一つの特徴であり、これらの業務の中には、必ずしも教員が担う必要がない業務なども含まれているといった指摘があります。教員の長時間労働を改善するためには、教員の業務実態を把握し、役割分担のあり方や業務の進め方など、様々な視点から見直しを進める必要があります。また、限られた時間の中で最大限の効果を上げるためには、管理職や教員の意識を変えていくことも重要なことです。

本アクション・プランに掲載されている取組が、現在の勤務状況を劇的に改善するものではないかもしれません、一つ一つの取組を着実に実行していくことにより、教員の負担が軽減されるものと考えており、教員が誇りや情熱をもって使命と職責を遂行できる環境のもとで、子どもと向き合う時間をしっかりと確保できるよう、学校、家庭、地域、行政が共通の目的を見据え、関係者皆様のご理解とご協力をいただきながら、取り組んでいきます。

釧路市立小中学校における働き方改革 全体構想

釧路市立小中学校における働き方改革アクション・プラン 全体構想イメージ



現状と課題

これまでの取組

釧路市では令和4年3月に「釧路市立小中学校における働き方改革アクション・プラン」を策定し、これまで必要な見直しを行いながら、教員の長時間労働の改善に向けた取組を行っており、指標及び取組状況については以下のとおりです。

【指標・取組状況】

- 指標1 部活動休養日を完全実施している部活動の割合を100%にします
 - ☞ 全小中学校で実施済み
- 指標2 変形労働時間制を活用している学校の割合を100%にします
 - ☞ 全小中学校で実施済み
- 指標3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合を100%にします
 - ☞ 全小中学校で実施済み
- 指標4 学校閉庁日を年9回以上実施している学校の割合を100%にします
 - ☞ 全小中学校で実施済み

本市における教員の時間外在校等時間の現状と課題

市教育委員会では、全ての市立小中学校の勤務実態を把握するため、令和2年度から出退勤管理システムを導入し、出勤時刻及び退勤時刻を記録することにより、所定の勤務時間外に業務を行う時間（以下、「時間外在校等時間」という。）の計測を行っており、令和4年度の状況は以下のとおりとなっています。小学校では1月当たり平均45時間を超えた学校はありませんでしたが、中学校では4校ありました。また、年間の上限である360時間を超えている割合は、小学校では4割、中学校では6割となっています。

なお、対象とする教員は校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭になります。

【小学校】

- ◆年間360時間を超えている教員が47%を占めています
- ◆教頭は月平均45時間を超えている割合が72%を占めています

表1 令和4年度 小学校の月平均時間外在校等時間の状況

	45h以下	46~80h 未満	80~100h 未満	100h超	合計
学 校 数	26	0	0	0	26
学校の割合	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

表2 令和4年度 小学校の職種ごと月平均時間外在校等時間の状況

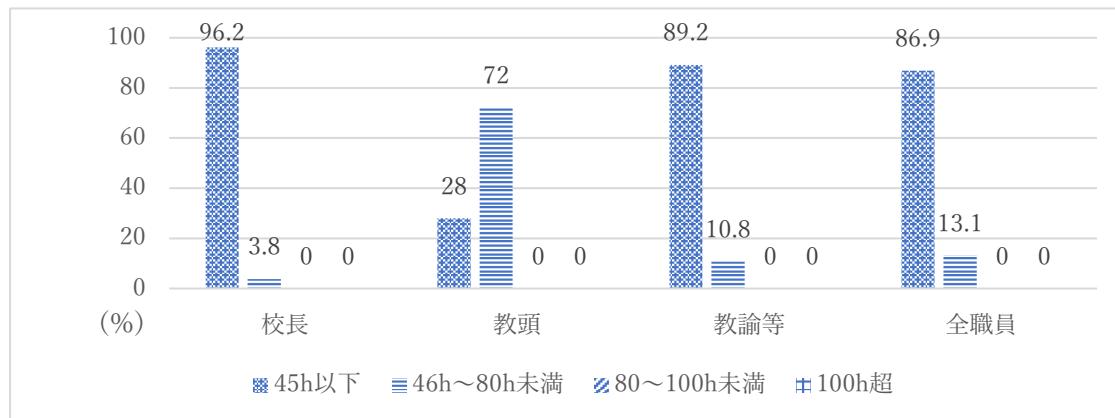


表3 令和4年度 小学校教員の年間時間外在校等時間の状況

全教員数	年間 360h 以下	割合	全教員平均(h)	(参考) 年間 360h 超
588	311	52.9%	354	47.1%

【中学校】

- ◆年間360時間を超えている教員が67%を占めています
- ◆教頭は月平均45時間を超えている割合が86%を占めています

表4 令和4年度 中学校の月平均時間外在校等時間の状況

	45h以下	46~80h 未満	80~100h 未満	100h超	合計
学 校 数	11	4	0	0	15
学 校 の 割 合	73.3%	26.7%	0.0%	0.0%	100.0%

表5 令和4年度 中学校の職種ごと月平均時間外在校等時間の状況

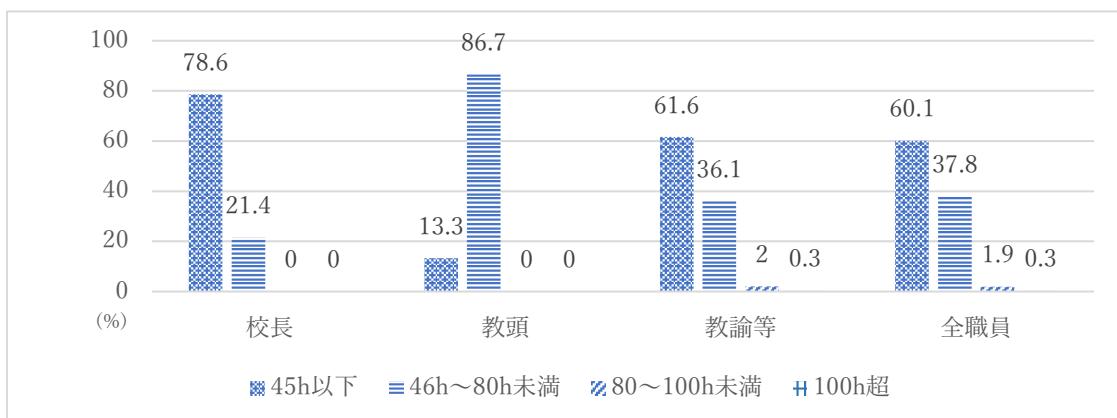


表6 令和4年度 中学校教員の年間時間外在校等時間の状況

全教員数	年間 360h 以下	割合	全教員平均(h)	(参考) 年間 360h 超
323	106	32.8%	454	67.2%

【課題】

- ◆教頭の月平均時間外在校等時間は、小中学校ともに7割以上が45時間を超えており、長時間労働が顕著な状況となっています
- ◆中学校は小学校より時間外在校等時間が長い傾向にあります

基本的な考え方

学校における働き方改革の目的

本プランでは、全体構想の目的にあるように、「自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行う」ことができるようになります。そのためには、教員がワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送り、健康を維持しながら、誇りをもって能力を発揮できる就業環境であることが必要であり、本市の取組を進めながら、未来を担う子どもたちへよりよい教育を提供することを目的とします。

本アクション・プランの位置づけ

本プランは、市の方針、目標を達成するために市教育委員会及び全ての釧路市立小中学校が取り組む内容を取りまとめたものとして位置付けています。

学校における働き方改革の取組の視点

4つの取組の柱によって、それぞれ分野において具体的な取組を進めていくこととし、その際、以下の3つの視点を用いながら実施します。



【3つの視点】

個の”気付き”

現状分析を踏まえて各教員が自らの働き方を認識し、各自が最適な取組を実践

チームの”対話”

真に必要な教育活動を効果的に行うため、学校全体で対話し、業務改善を実施

地域との”協働”

働き方改革の趣旨と取組に対する保護者や地域住民の理解と協力を醸成

達成目標

校長、教頭を含む教員における時間外在校等時間数では、月45時間を超えている割合が小学校では13%、中学校では39%おり、そのうち、過労死ラインとされる月100時間を超えたことのある教員は小中学校あわせて6.1%という実態があります。そのため、月100時間を超える教員をなくすこととあわせて、全教員が月45時間以内とすることを目標とします。

なお、達成目標はあくまでも通過点であり、業務の改善や効率化が図られることにより生み出された時間は、子どもたちへの教育活動や子どもたちにしっかり寄り添い話を聞くことに充てることが大切です。

達成目標

- ☞ 教員の月当たりの時間外在校等時間：100時間超えゼロ
- ☞ 全教員の月当たりの時間外在校等時間：45時間以下
- ☞ 全教員の年間の時間外在校等時間：360時間以下

計画期間

本プランの計画期間は、策定の時点から令和8年度までとします。また、定期的に取組の進捗状況や効果等を確認しながら、実効性のある取組を推進していきます。

具体的な取組

4つの取組の柱と具体的な取組

長時間労働を改善するために、基本的な考え方記載した3つの視点、「個の”気付き”」、「チームの”対話”」、「地域との”協働”」を用いて、4つの分野にまたがり、分野ごとに取組の柱を据え、その柱に関連した具体的な取組を進めていきます。具体的な取組で、改善に大きく影響を及ぼすものと考えられる取組については、「重点」に位置付けるとともに、毎年度、必要に応じて新たな取組を追加していく形式とします。また、取り組むべき主体を教育委員会、学校、家庭・地域ごとに役割を分けて取り組んでいくこととします。

4つの取組の柱

取組の柱1 学校の業務改善

取組の柱2 中学校における部活動指導の負担軽減

取組の柱3 勤務時間と健康管理を意識した働き方の推進

取組の柱4 家庭・地域との連携・協働

取組の柱1 学校の業務改善

教育委員会が取り組むこと

(1) 「チームとしての学校」に必要な人材の確保 **重 点**

- ① スクールカウンセラー（S C）、スクールソーシャルワーカー（S S W）、特別支援教育指導員、学校支援ボランティア等の専門スタッフによる支援体制の整備

(2) I C T 活用の推進及び校務の情報化 **重 点**

- ① 校務支援システムの導入の検討
② 学校伝票処理システムの導入の検討
③ 出退勤管理システムを活用した出退勤等時刻の把握・活用（再掲）

(3) 調査や照会等の削減・統合の検討

- ① 実態の把握及び様式の簡略化や回数の削減などの改善に向けた再点検の実施
② 児童生徒を対象とした作品募集等の精選や依頼団体等との調整

(4) 各種研修及び研究事業等の精選・見直し

- ① 市主催の研修及び研究事業の精選や見直し
- ② 学校内施設の開錠及び施錠対応の分散化の検討・徹底

学校が取り組むこと

- (1) **学校行事及び計画等の見直し**
- (2) **学校の組織運営体制に関する精選・見直し**
 - ① 従来の校務分掌等の見直し
 - ② 学校重点課題を基にした組織編成
 - ③ 学校内施設の開錠及び施錠対応の分散化
- (3) **I C T 活用による効率的な授業改善や教材研究の取組** **重 点**
 - ① データによる教具の共有・活用
 - ② 授業等における I C T 活用の促進
 - ③ 学校伝票処理システムの活用
 - ④ 出退勤管理システムを活用した自校の出退勤等時刻の把握・活用（再掲）
- (4) **事務職員の校務運営への参画促進**
 - ① 教員との業務の連携・分担
 - ② 事務処理の適正化・効率化
 - ③ 学校伝票処理システムの活用（再掲）

取組の柱2 中学校における部活動指導の負担軽減

教育委員会が取り組むこと

- (1) 適切な休養日及び活動時間等の設定の徹底
- (2) 部活動方針に基づく取組の徹底、市民への周知
- (3) 部活動における大会・コンクール等の開催時期の見直しや精選等の要請
- (4) 部活動指導員のあり方の検討 **重 点**

学校が取り組むこと

- (1) 適切な休養日及び活動時間等の設定並びに実施の徹底 **重 点**
- (2) 部活動方針の作成
- (3) 部活動における大会・コンクール等の参加の精選
- (4) 効率的な部活動運営に向けた取組
 - ① 毎月の活動計画及び活動実績の作成
 - ② 地域との連携や保護者への周知

取組の柱3 勤務時間と健康管理を意識した働き方の推進

教育委員会が取り組むこと

- (1) **勤務時間の把握・分析及び活用**
 - ① 出退勤管理システムを活用した出退勤等時刻の把握・活用
 - ② より客観的な計測方法の検討
- (2) **勤務時間の設定の適正化、休暇・休憩時間の確保**
 - ① 定時退庁日、学校閉庁日の設定及び実施の徹底
 - ② 留守番電話装置設置等による時間外連絡対応の体制整備

- (3) 教師の意識改革
 - ① 働き方改革に関する学校経営方針への位置付け
 - ② 働き方改革に関する意識啓発
- (4) 労働安全衛生管理の徹底
 - ① ストレスチェックの実施
 - ② メンタルヘルス対策の推進
- (5) 先進的取組事例の情報収集及び情報提供

学校が取り組むこと

- (1) 勤務時間の把握・分析及び活用
 - ① 出退勤管理システムを活用した自校の出退勤等時刻の把握・活用
- (2) 勤務時間の設定の適正化、休暇・休憩時間の確保
 - ① 定時退庁日、学校閉庁日の設定及び効果的な実施
 - ② 留守番電話装置の活用による時間外連絡対応の体制整備
- (3) 教員の意識改革
 - ① 働き方改革に関する学校経営方針への位置付け
 - ② 働き方改革に関する意識啓発
- (4) 労働安全衛生管理の徹底
 - ① ストレスチェックの実施
 - ② メンタルヘルス対策
- (5) 働き方改革手引き「Road」の積極的な活用

取組の柱4 家庭・地域との連携・協働

教育委員会が取り組むこと

- (1) コミュニティ・スクール活動及び地域学校協働本部事業の推進
- (2) 登下校、放課後・夜間の見回り、補導時の対応
 - ① 地域団体の連携・協働体制の整備
 - ② 見守り活動等の役割分担の見直し
 - ③ 関係機関との連携
- (3) 保護者等による問合せや相談体制の整備・検証
 - ① 相談窓口の情報共有及び周知
- (4) 部活動に関する地域との連携
- (5) 保護者、地域住民、地域の関係機関・団体等への周知・啓発
- (6) 家庭・地域・学校における役割の明確化

学校が取り組むこと

- (1) コミュニティ・スクール活動及び地域学校協働本部事業の推進
- (2) 登下校、放課後・夜間の見回り、補導時の対応
 - ① 地域団体の連携・協働体制の整備
 - ② 見守り活動等の役割分担の見直し
 - ③ 関係機関との連携
- (3) 保護者等による問合せや相談体制の整備・検証

- ① 相談窓口の情報共有及び理解
- (4) 部活動に関する地域との連携
- (5) 保護者、地域住民、地域の関係機関・団体等への周知・啓発

地域・家庭・PTAにお願いしたいこと

- (1) コミュニティ・スクールへの積極的な参画
- (2) 登下校、放課後、夜間等における安心・安全な見守り体制の維持
- (3) 教師への相談、教職員が出席する会議・行事の開催等における一定の配慮（学校の勤務時間を考慮した回数、日時の設定など）
- (4) 部活動の適切な休養日及び活動時間への理解・協力
- (5) 部活動指導に対する支援の充実
- (6) 学校が設定する児童生徒の登校時間に対する理解・協力
- (7) 学校運営に対する支援・協力の継続及び連携体制づくり
 - ① 学校支援ボランティアの組織化
 - ② 学校支援コーディネーター的人材の育成
- (8) 教育における家庭の果たす役割の再確認及び実践
- (9) 学校における働き方改革に対する理解促進

地域・家庭・学校における役割のイメージ図

